



「春、クラス替え、虹」

ちょっと聞いてよ!

JA西日本くみあい飼料株式会社中国支店 獣医師 中尾 継幸(なかお つぐゆき)氏

日々、春めいてきました。三月から四月にかけては卒業や異動、そして、その後は入学・進学や入社など次々と大きな節目の行事が続く時期です。そんな春には多くの別れと出会いがあります。森山直太郎氏の「虹」という歌の中に「喜びと悲しみの間に束の間という時があり・・・、僕らの別れを誰かが出会いと呼んだ・・・。」というフレーズがありました。人との別れの後はしばらく寂しさが続くものの、やがて新たな出会いが訪れ、喜びの気持ちが一瞬湧き上がる・・・。そんな心境を綴った印象的な歌詞でしたが、一か月前後の短期間に、こんなにも激しく感情が変化するのは、この時期だけではないでしょうか。



この春、私の娘も進学することになりましたが、間もなく始まる新たな生活に対し不安もあるようで、特に仲良しの友達と離ればなれとなり、周りが見知らぬ人ばかりとなる「クラス替え」は今後一年間が楽しく過ごせるかどうかが決まる大問題のようです。先生方もクラス替えの作業は大変らしく慎重に検討を進めるようですが、すべての生徒が満足するクラス編成など不可能で、結果として多くの生徒は新クラスにストレスを生じ、環境への順応や人間関係構築の焦りから、本人が感じる以上に心身共々疲労することになるのです。

乳牛にとって乾乳から分娩にかけての時期は、言わばこの「クラス替え」が続きます。多くの農場では乾乳期間を四十日～六十日と設定していますが、フリーストール農場などではこの短期間に、牛は順次に泌乳牛群から乾乳前期そして後期群と経て、分娩後は再び泌乳牛群へと移動されます。また自分が動かさずとも他の牛の出入りがあり、その度に「別れと出会い」が何度も繰り返されることになりま

す。ウイスコンシンの研究者は、この短期間での牛群構成変更によるストレスが分娩後の代謝病発生を促すとの仮説から、養豚でのオールインオールアウトの考え方の如く、乾乳から分娩までの牛群構成を固定化し『卒業までクラス替えをしない』飼養管理方法を考案しました。

その後の調査で、この方法で飼養された乾乳牛は従来の頻繁な再編方法と比べ、分娩前の血中ストレスホルモン濃度が低くなったとの結果が報告され、実際にこの方法を実施した農場での成功例も確認されています。「クラス替えせず、同じ仲間と一緒にいたい」との思いは、牛も人間と同じようです。

冒頭の「虹」の歌詞の締め括りは「僕らの出会いを誰かが別れと呼んでも、いたずらに時は流れていった・・・。」とあります。新たな生活を不安気に思う私の娘に対しては、この歌詞にあやかり「今後も多くの出会いと別れがあるが、時間だけは確実に未来へと流れていくもので、だからこそ日常の瞬間瞬間を大切にするように」と伝えたいと思います。



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

第70回

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

消費税増税への対応(2)

前月に引き続き、消費税増税に関する話題です。今回は、主に簡易課税に焦点を当てています。

1) 簡易課税制度の事業区分

簡易課税制度では、事業形態により、第一種から第五種までの5つの事業に区分します。酪農経営では、生乳や子牛の販売は第三種事業に、廃用牛の売却は第四種事業に該当します。仕入税額控除の計算において、それぞれの事業の課税売上高に対し、第三種事業については70%、第四種事業については60%のみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算します。

みなし仕入率の適用を受けるそれぞれの事業の分類は、下表のとおりです。

事業者が行う事業が第一種事業から第五種事業までのいずれに該当するかの判定は、原則として、その事業者

が行う課税売上げ(課税資産の譲渡等)ごとに行います。

なお、農業には関係ありませんが、平成26年度税制改正により、消費税の簡易課税制度のみなし仕入率について、次の見直しが行われる予定です。

- ① 金融業及び保険業を第5種事業とし、そのみなし仕入率を50%(現行60%)とする。
- ② 不動産業を第6種事業とし、そのみなし仕入率を40%(現行50%)とする。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

この改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用されることとなります。

■表. 消費税の簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	率	対象事業	農業の留意点
第一種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)	事業者への農畜産物の仕入販売
第二種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)	消費者への農畜産物の仕入販売
第三種事業	70%	農林漁業、製造業ほか	副産物、加工品含む
第四種事業	60%	飲食店業、加工賃等による役務提供、固定資産の売却	農作業受託、生物の売却
第五種事業	50%	不動産業、サービス業	アパート賃貸は非課税

2) 簡易課税制度選択の見直し

簡易課税制度を選択していても、飼料価格の高騰等によって一般課税の方が有利になっているケースもあり、もう一度どちらが有利か見直してください。

簡易課税制度の適用をとりやめて実額による仕入税額の控除を行う(一般課税に戻す)場合には、原則として、その課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。ただし、簡易課税を選択した事業者は、原則として、2年間は一般課税に戻すことができません。

平成27年分から簡易課税制度を選択したい場合や一般課税に戻したい場合、課税事業者を選択したい場合には、平成26年中に届出を提出しなければなりませんので、現在までの記帳の結果や平成25年分の申告の内容、今後の設備投資計画に基づいて検討して下さい。

3) 一般課税における留意点

一般課税の場合に気をつけたいのが「ファイナンス・リース取引」の取扱いです。ファイナンス・リース取引には「所有権移転リース取引」と「所有権移転外リース取引」とがあります。「ファイナンス・リース取引」は税務上、売買があったものとして資産計上するのが原則ですが、

「所有権移転外リース取引」については賃貸借処理も認められています。契約日が平成20年4月以後の「所有権移転外リース取引」は、資産計上のうえリース期間定額法により償却限度額を計算することになりましたが、その額はリース料支払額と変わらないからです。

しかしながら、一般課税の場合「所有権移転外リース取引」についても資産計上しないと消費税で損をします。リース開始時に一般課税の課税事業者の場合は資産計上することによって取得価額全体の仕入控除税額を一括控除できるからです。この場合、賃貸借処理をすると仕入控除税額を分割控除することになるため、リース開始時の年分の消費税の納税額が増えることとなります。一方、リース開始時に消費税の免税事業者または簡易課税事業者の場合は、「所有権移転外リース取引」を賃貸借処理しても不利にはならず、これまでは経理処理も簡便でした。

ただし、「所有権移転外リース取引」について賃貸借処理をした場合、平成26年4月以降の支払分のリース料も8%ではなく、5%で経理しなければなりません。特に一般課税の方については賃貸借処理にすると消費税率引上げ後のリース料の経理処理が面倒になりますので、平成25年に契約したリース取引については決算確定前に売買処理に変更することをお勧めします。